

介護保険料特別徴収に関する事務処理誤りについて

このたび、本市において、介護保険料特別徴収に関する事務処理に誤りがあり、一部の市民の方に令和8年8月の年金特別徴収額が本来の予定額と異なる等の影響が生じる事案が発生いたしました。

対象となる皆様には、ご負担とご心配をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

1 事務処理誤りの内容

介護保険料は、所得状況等に応じた保険料段階により算定しておりますが、今回の事案は、今年度の制度改正に伴うシステム改修後の確認が不十分であったため、所得更正等があった方の保険料段階の一部データに誤りが生じ、誤った段階の保険料データを年金保険者へ送信したことにより発生したものです。

その結果、多くの対象者について令和8年8月の年金特別徴収額が本来の予定額より過大に徴収してしまい、令和8年10月以後の介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の年金特別徴収が停止となるなどの影響が生じてしまいました。

令和8年8月分介護保険料特別徴収に係るデータ送信誤り 89 件
介護保険料還付対象 73 件 700,800 円

2 今後の対応

対象者には、謝罪文及び内容説明についての通知文を送付したところであり、今後、担当職員から電話等により謝罪・説明するとともに、必要に応じて職員が直接訪問し謝罪・説明することとしております。また、保険料の支払い方法等については、個別の状況に応じて柔軟に対応してまいります。

3 再発防止策

今後は業務マニュアルの遵守を徹底するとともに、システムチェックの重層的な確認体制を強化してまいります。原因分析に基づいた業務プロセスの改善を推進し、市民の皆様からの信頼回復に向け、再発防止に努めてまいります。